

一般社団法人日本国際看護学会 役員選出規程

第1条 (趣旨)

本規程は、一般社団法人日本国際看護学会定款第26条に関して規定する。

第2条 (選出方法)

役員は、代議員の中より代議員によって選出する。

2 現役員の任期満了に伴い選挙するものとし、選挙によって選任する役員の数、第26条の役員定数(理事8名以上の半数以内、および監事2名以内)とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長は必要に応じ、第26条の役員定数と別に若干名を役員として理事会に推薦することができる。

第3条 (役員任期)

定款第30条により、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、連続しては2期を限度とする。

2 定款第30条第2項により、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、連続しては2期を限度とする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

4 理事又は監事は、第26条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第4条 (被選任資格)

役員に選任されるには、一般会員歴1年以上の者で、かつ選挙が行われる年度の前年度までの会費を納めていなければならない。

第5条 (選挙人資格)

役員選挙にて投票するには、代議員である者でなければならない。

第6条 (選出手順)

選出された全代議員による投票により、代議員の中から役員を選出する。

2 選出された役員の投票により、理事長、副理事長、監事、理事を選出する。

3 理事長、副理事長、監事、理事については、代議員会で決定する。

第7条 (当選者の告示)

理事長は、選出された役員を公示する。

附則1. 本規程は2024年10月24日から施行する。